

高松市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項および第4項の規定により監査を実施したので，その結果に関する報告，意見および措置内容をそれぞれ同条第9項，第10項および第12項の規定により，次のとおり公表します。

平成14年3月29日

高松市監査委員	花	崎	政	美
同	吉	田	正	己
同	谷	本	繁	男
同	菰	渕	将	鷹

平成13年度定期監査結果報告等について

第1 都市開発部

1 監査の結果に関する報告

(1) 監査の対象および期間

平成13年度に執行した事務について，次のとおり監査を実施した。

対		象	期 間
部	課 等	事 務	
都市開 発 部	都 市 計 画 課 (高 速 交 通 対 策 室)	平成13年4月1	平成13年12月1 日から平成14年1 月11日まで
	都 市 再 開 発 課	日から平成13年	
	太田第二土地区画整理 事 務 所	11月30日まで	
	建 築 指 導 課 公 園 緑 地 課	に執行した事務お よび財務に関する 事務の執行	

(2) 監査の方法

平成13年度に執行した事務および財務に関する事務の執行が、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果）および第15項（組織および運営の合理化）の規定の趣旨にのっとり行われているかどうかを意を用いた。

監査に当たっては、対象部課等からそれぞれ関係書類の提出を求めるとともに説明を聴取して実施した。

また、130万円以下の工事請負費について、その工事の計画、契約方法、契約の履行、施工状況等につき現地監査を行った。

(3) 監査の結果

監査の結果、事務についてはおおむね適正に処理されていたが、別記のとおりその一部に改善を要する事項が認められる。

なお、監査委員の意見を別記のとおり付するものである。

(4) 今回の監査で指摘した事項およびそれに対する措置内容

ア 産業廃棄物の適正な処理をすべきもの

(ア) 改善を要する事項

平成13年9月6日付け事務連絡による特記仕様書および香川県の「産業廃棄物適正処理の確認について」では、請負業者が産業廃棄物の処理を委託する場合は、請負業者は、運搬と処分についてそれぞれ許可業者と「建設廃棄物処理委託契約書」を締結し、同契約書、許可書および指定されたマニフェストのそれぞれの写しを工事監督員に提出するものとしているが、これら書類を徴取していないので当該事務連絡等に準じて、特記仕様書に関係書類の提出を求める旨を記載するとともに、必要書類の提出を求められたい。

(イ) 措置された内容

建設副産物（産業廃棄物を含む。）の処理については、マニフェストの提出および関係書類の提出義務を記載した特記仕様書を作成し、

設計書に添付するとともに、関係書類の提出を求めるなど適正な処理が行われたことを確認するよう、当該監査終了後、直ちに、担当職員に対し周知徹底を図った。

(都市計画課，都市計画課高速交通対策室，建築指導課，公園緑地課)

イ 工事請負契約を適正に処理すべきもの

(ア) 改善を要する事項

工事の契約手続について検査すると、一連の契約手続書類の記載事項に一部誤りがあったので、工事請負契約を適正に処理されたい。

(イ) 措置された内容

当該監査終了後、工事請負契約に際しては、今後、より一層の適正かつ公正な取扱いと事務処理を行うよう、直ちに担当職員に対し周知徹底を図った。

(都市計画課，都市計画課高速交通対策室，太田第二土地区画整理事務所，建築指導課，公園緑地課)

ウ 監督員，検査員の市内出張命令を適正に行うべきもの

(ア) 改善を要する事項

監督員，検査員が現場に出向いた日の市内出張命令簿を検査すると命令がなされていないので、高松市職員服務規程を遵守されたい。

(イ) 措置された内容

市内出張命令については、当該監査終了後、直ちに職員に対し、市内出張の都度、命令簿で所属長の命令を受けて現場に出向くよう周知徹底を図った。

(都市計画課，都市計画課高速交通対策室，建築指導課)

2 監査委員の意見等

(1) 監査委員の意見

ア 住民に対する工事の事前説明について

横断道関連の周辺整備として緊急に施工した小規模下水道改修工事について、当初工事施工中に関係住民の要望により、同一場所で追加

工事を発注しているが、当初工事と追加工事をあわせることにより有利な契約ができた可能性がある。関係住民の要望に基づく工事は事前説明を十分に行い、本市に不利な契約にならないようにされたい。

(都市計画課高速交通対策室)

(2) 監査委員の意見およびそれに対する措置内容

ア 建設発生土処分の確認について

(ア) 意見の内容

建設発生土は廃棄物ではなく再生資源であるため、現場内利用、工事間流用等により再利用の促進に努めなければならない。その処理確認として、市は、業者の残土整理券の写しを徴取しているものの、建設発生土はマニフェストの作成は義務付けされておらず、その処理に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）等における許可処分場への搬入などの制限がないため、当該工事の発生土の処分かどうか把握できず、場合によっては不法投棄されることも考えられる。各工事の特記仕様書を見ると、請負業者の任意処分として、建設発生土の用途区分（仮置き、盛土、流用等）およびその処分場所が明記されていないので、建設発生土の用途区分およびその処分場所を特記仕様書に明記されたい。

(イ) 措置された内容

用途区分、処分場所を明記した特記仕様書を作成し、設計書に添付するとともに、処分が確認できる関係書類の提出を求め、適正な処理が行われたことを確認するよう、当該監査終了後、直ちに担当職員に対し周知徹底を図った。

(都市計画課)

イ 工事看板の掲示基準および現場写真撮影について

(ア) 意見の内容

130万円以下の工事の現場写真には、工事看板が確認できないものがあるので、土木工事共通仕様書（香川県策定）の「道路工事

における標示施設等の設置要領」に準じて看板を設置し，市に提出する現場写真に工事看板を撮影した写真を必ず添付させるよう，請負業者を指導されたい。

(イ) 措置された内容

業者に対して，工事看板設置の徹底および工事写真の添付をさせるよう，当該監査終了後，直ちに担当職員に対し周知徹底を図った。

(都市計画課)

ウ 砂，セメント等部材の納品書の徴取について

(ア) 意見の内容

設計図書どおりに工事を施工したかどうかを確認するためには，砂，セメント等部材の納品書を徴取すべきと考えるが，請負業者から提出された資料には，これら書類が添付されていないものがあるので，これら部材の納品書をできるだけ徴取されたい。

(イ) 措置された内容

業者に対して，工事の施工を確認するために使用した部材の納品書を必ず提出するよう求めるとともに，納品書を工事決裁に添付するよう当該監査終了後，直ちに担当職員に対し周知徹底を図った。

(都市計画課)

第2 教育委員会文化部

1 監査の結果に関する報告

(1) 監査の対象および期間

平成13年度に執行した事務について、次のとおり監査を実施した。

対 象		期 間	
部 課 等	事 務		
文化 部	文 化 振 興 課	平成13年4月1	平成14年1月4日 から平成14年2月 13日まで
	新 市 民 会 館 整 備 課	日から平成13年	
	歴 史 資 料 館	12月31日まで	
	図 書 館	に執行した事務お	
	菊 池 寛 記 念 館	よび財務に関する	
	美 術 館 美 術 課	事務の執行	
	市 民 文 化 セ ン タ ー		

(2) 監査の方法

平成13年度に執行した事務および財務に関する事務の執行が、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果）および第15項（組織および運営の合理化）の規定の趣旨にのっとり行われているかどうかを意を用いた。

監査に当たっては、対象部課等からそれぞれ関係書類の提出を求めるとともに説明を聴取して実施した。

また、備品の管理状況について、現地で、あらかじめ抽出した備品について平成12年度末備品現在高報告書等と現品を照合するとともに、各施設等での保管状況等を調査したほか、公金収納事務について出納補助員等の任命につき調査を行った。

(3) 監査の結果

監査の結果、事務についてはおおむね適正に処理されていたが、別記のとおりその一部に改善を要する事項が認められる。

なお、当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

(4) 改善を要する事項

ア 出納補助員に任命すべきもの

職員および非常勤嘱託職員のうち、公金を扱う職員6名(職員3名・非常勤嘱託職員3名)を平成14年1月4日付けで出納補助員に任命しているが、入館料の収納事務に携わっている職員は、全員を出納補助員に任命されたい。

(歴史資料館)

イ 備品の表示をすべきもの

監査した備品のうち、フィルム、ビデオテープ、レーザーディスクおよび双眼鏡に備品の表示をしていないので、貸出用備品であるか否かにかかわらず、備品には当該物品を備品として識別できるよう表示をされたい。

(市民文化センター)

ウ 備品として受入れすべきもの

平和記念室の展示物、収蔵品、図書およびビデオテープは、備品現在高報告書に記載していないので、原因発生の都度、直ちに受入れ処理されたい。

(市民文化センター)

(5) 今回の監査で指摘した事項およびそれに対する措置内容

ア 歴史資料備品の数え方の基準を統一すべきもの

(ア) 改善を要する事項

平成12年度末備品現在高報告書に記載された「源平関係資料」の数は35であり、高松市歴史資料館所蔵一覧表中の「源平関係資料」にも35件の名称が記載されているのに対し、収蔵カードの枚数は33点となっており合致していないので、改められたい。

また、歴史資料備品の数え方について基準を統一されたい。

(イ) 措置された内容

「源平関係資料」のうち「源平合戦図屏風(裏)銀地若松図」の数については、備品現在高報告書に左隻および右隻をそれぞれ1点と記載していたが、併せて1点となるよう、平成14年3月8日付けで修正を行った。

(歴史資料館)

イ 委託料で作成した製品等を備品として管理すべきもの

(ア) 改善を要する事項

委託料によって作成した製品等について、備品現在高報告書に含まれていないものがあるが、取得に要した経費の支出科目だけでなく、当該製品等の形状によって判断し、備品として管理されたい。

(イ) 措置された内容

a 委託料によって作成した製品等のうち、備品現在高報告書に記載していない複製等資料、常設展示室・特別展示室の展示ケース等については、平成14年3月13日までに購入による受入れ処理を行った。

(歴史資料館)

b 委託料によって作成した製品等のうち、備品現在高報告書に記載していない案内板については、平成14年2月27日に購入による受入れ処理を行った。

(菊池寛記念館)

ウ 帳票を適正に処理すべきもの

(ア) 改善を要する事項

各年度の購入備品については、年度末にまとめて備品異動票を作成しているが、高松市物品会計規則第13条第2項により、帳票の記載は、その記載原因発生の都度直ちに処理されたい。

(イ) 措置された内容

a 歴史資料に関する備品異動票の処理については、高松市物品会計規則第56条の規定により収入役に合議し、市長の承認を受け、平成14年3月6日付けで同規則第13条第2項の規定によらな

いで、帳票の記載を年度末に一括して処理するという取扱いを定めた。

(歴史資料館)

- b 図書館資料に関する備品異動票の処理については、高松市物品会計規則第56条の規定により収入役に合議し、市長の承認を受け、平成14年2月27日付けで同規則第13条第2項の規定によらないで、帳票の記載を年度末に一括して処理するという取扱いを定めた。

(図書館)

- c 菊池寛記念館資料に関する備品異動票の処理については、高松市物品会計規則第56条の規定により収入役に合議し、市長の承認を受け、平成14年2月21日付けで同規則第13条第2項の規定によらないで、帳票の記載を年度末に一括して処理するという取扱いを定めた。

(菊池寛記念館)

エ 備品現在高報告書の現在高は実際の物品数と合致すべきもの

(ア) 改善を要する事項

平成12年度末備品現在高報告書の現在高が、実際の物品数と合致していないものがあるので、原因発生の都度直ちに受入れ処理されたい。

(イ) 措置された内容

- a 平成12年度末備品現在高報告書に記載していない絵画については、平成14年2月8日付けで、寄附採納による受入れ処理を完了した。

(図書館)

- b 平成12年度末備品現在高報告書に記載していない照明用ライトと車椅子については、平成14年2月25日付けで寄附採納による受入れ処理を行った。

また、備品の表示については、当該備品を確認の上、備品シールを貼付した。

(美術館美術課)

才 出納補助員に任命すべきもの

(ア) 改善を要する事項

観覧料を収納している看視員（臨時職員）を，出納補助員に任命していないので，観覧料の収納事務に携わっている職員は，全員を出納補助員に任命されたい。

(イ) 措置された内容

観覧料を収納している看視員 30 名については，平成 14 年 3 月 1 日付けで出納補助員に任命した。

（美術館美術課）

第3 前回までの監査で指摘した事項に対する措置内容等

1 施工図面を適正に処理すべきもの

(1) 改善を要する事項

防護柵等の工事施工後、業者から提出された図面に基づき防護柵等の延長等を実測したところ、防護柵の実測値が図面の数値より小さく、区画線の実測値が図面の数値より大きかったので、施工図面を適正に処理されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成14年2月25日）

設計図書については、平成13年12月6日付けで、施工数量に合致するよう変更した。

（交通安全対策課）

2 市内出張命令を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

監督員、検査員が現場に出向いた日の市内出張命令簿を検査すると、命令がなされていないので、高松市職員服務規程を遵守されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成14年2月25日）

ア 市内出張命令については、平成13年11月29日から高松市職員服務規程に基づき市内出張命令簿により、適正に処理した。

（交通安全対策課）

（措置通知日 平成14年2月28日）

イ 市内出張命令については、市内出張の都度命令をすることとなっているが徹底されていないため、周知徹底を図った。

（下水道建設課）

3 施工管理（監督）に関係する書類の整備を求めるもの

(1) 改善を要する事項

高松市東部運動公園（仮称）北側調整池築造工事（1工区）の当初設計および仕様（特記仕様を含む。）が変更になったものについては、その都度正式な書類として残しておくようにされたい。

(2) 措置された内容 (措置通知日 平成13年5月14日)

本工事は平成13年3月26日付けで、同年5月末までの工期延長の変更契約を行い、その後、同年5月14日付けで設計内容および該当する特記仕様書を変更する変更契約を締結した。

本工事の変更になった事項のうち、軽微な内容については工事打合簿(正式な書類)として保管し、重大な事項については変更契約で処理を完了した。

(公園緑地課)

4 安全管理計画書として整備すべきもの

(1) 改善を要する事項

鶴尾1号汚水幹線工事(1工区)の契約約款第28条(第三者に及ぼした損害)第3項には、「前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲(本市)乙(請負業者)協力してその処理解決に当たるものとする。」と規定されており、第三者に及ぼした損害に対しては、本市も責任を負う場合が考えられる。

このことから、安全管理については、請負業者はもちろんのことであるが、本市においても安全と契約履行の確認を行う上で相応の監理が必要である。この意味において、警備計画書、警備会社の警備日報、警備契約書の写しの整備を図られたい。

(2) 措置された内容 (措置通知日 平成13年6月15日)

工事発注時に添付する特記仕様書を改訂し、同仕様書に警備計画書、警備会社の警備日報、警備契約書等の写しを提出させることを明記した。

また、同仕様書に基づき、上記書類を提出させている。

(下水道建設課)